

## 南あわじ市再生可能エネルギー活用推進に関する市民懇談会傍聴規程

令和元年12月27日

総務企画部付部長決裁

**(趣旨)**

第1条 この規程は、南あわじ市再生可能エネルギー活用推進に関する市民懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

**(傍聴の手続)**

第2条 懇談会を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、傍聴者名簿（様式第1号）に必要な事項を記入し、係員の指示に従い、先着順に傍聴席において傍聴するものとする。

**(傍聴の制限)**

第3条 総務企画部付部長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、懇談会の傍聴を制限し、又は拒むことができる。

- (1) あらかじめ懇談会を非公開としているとき
- (2) 傍聴席が満席となったとき
- (3) 傍聴者が酒気を帯びていると認められるとき
- (4) 傍聴者が懇談会の妨げになると認められる器物等を携帯しているとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総務企画部付部長が必要と認めるとき

**(傍聴者の遵守事項)**

第4条 傍聴者は、傍聴席において次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと
- (2) 私語、談話、拍手その他懇談会の妨げとなるような行為をしないこと
- (3) 懇談内容に批判を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと
- (4) 飲食をしないこと
- (5) 携帯電話その他これに類するものの電源を切り、使用しないこと
- (6) 許可なく、撮影録音等を行わないこと
- (7) 係員の指示に従うこと
- (8) 前各号に掲げるもののほか、懇談会の秩序を乱し、又は妨げになるような行為をしないこと

**(退場)**

第5条 総務企画部付部長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたとき、傍聴者に対し退場を命ずることができる。

- (1) 懇談会を非公開としたとき
- (2) 傍聴者が前条の規定に違反し、必要な指示に従わないとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総務企画部付部長が必要と認めるとき

**(その他)**

第6条 この規程に定めるもののほか、懇談会の傍聴に関し必要な事項は、総務企画部付部長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和年12月27日から施行する。